

保健衛生

保
衛

1	公 衆 衛 生	143
2	救 急 医 療 制 度	147
3	環 境 衛 生	149
4	環 境 保 全	158
5	公 害 防 止	160
6	緑 化 推 進	165
7	地 下 水 保 全 対 策	167
8	ご み 処 理	169
9	し 尿 処 理	172
10	産 院	174
11	市 民 病 院	175



1 公 衆 衛 生

(1) 概 況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の老齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかねばならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設した。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

施 設

(平5.5.1現在)

区分	名称	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所 在 地		九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷 地 面 積		3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建 物 面 積		延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開 設 年 月 日		昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日
改 築 年 月 日		昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建 設 費		80,400 千円	645,936 千円	261,779 千円	291,269 千円	361,248 千円
構 造		鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類 型		U1	U2	-	-	-
医 師		3人	3人	1人	1人	1人
保 健 婦		12人	14人	13人	12人	13人
管 内 世 帯 数		53,845	44,856	51,008	41,597	32,441
管 内 人 口		129,558	127,169	152,022	116,107	101,881

(注) 管内世帯数・人口は、平成2年国勢調査に基づく

(2) 母子保健対策

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の維持・増進を図るため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などを実施している。

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

区分	年度					
	63	元	2	3	4	
妊娠の届出受理数	7,047人	6,771人	6,640人	7,224人	7,284人	
母子健康手帳発行数	7,091	6,912	6,747	7,287	7,345	
保健指導	妊産婦健康相談	7,135	7,341	6,212	6,515	6,440
	母親学級	2,055	1,978	2,024	2,155	2,302
	育児相談	2,224	3,943	3,584	2,210	3,790
	育児学級	952	1,062	1,505	1,468	2,137
	受胎調節実地指導	1,185	957	763	691	360
	家族計画相談	1,513	1,211	571	368	484
	婚前学級	57	155	61	242	66
	思春期の子をもつ母のつどい	1,266	1,243	1,583	1,566	994
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	794	786	924	562	525
	訪問指導	妊産婦	5,964	5,498	5,114	4,999
新生児		5,295	5,308	4,918	5,518	5,506
未熟児		888	596	641	680	618
乳児		979	700	760	850	838
幼児	1,577	1,165	1,205	1,319	1,280	

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

区分	年度						
	63	元	2	3	4		
医療機関委託分	妊婦精密	一般	12,396人	12,023人	11,767人	12,913人	12,516人
		B型肝炎	2,811	2,865	2,622	2,227	1,963
	乳児	B型肝炎	6,192	6,065	6,064	6,436	6,530
		B型肝炎	23	20	22	27	20
	3カ月児	一般	5,747	5,666	5,650	6,321	6,062
	6カ月児	一般	5,586	5,639	5,203	6,017	5,986
保健所・保健センター実施分	妊婦歯科	一般	6,265	5,814	6,822	6,421	5,902
		一般	6,554	6,519	6,311	6,732	6,501
	1歳6カ月児	歯科	6,517	6,510	6,289	6,979	6,492
		精密	69	74	78	87	102
	3歳児	一般	6,416	6,352	6,275	6,792	6,562
		歯科	6,367	6,324	6,256	6,107	6,525
		精密	64	75	49	129	187
		精密	64	75	49	129	187

ウ 母子栄養食品支給状況

区分	年度					4年度分再掲支給実人員		
	63	元	2	3	4	妊産婦	乳幼児	計
牛乳	9,555本	6,086本	16,258本	31,606本	5,564本	26人	21人	47人
粉乳	257缶	197缶	532缶	239缶	123缶	18人	17人	35人
計						44人	38人	82人

エ 医療給付状況

区分	年度					
		63	元	2	3	4
養育医療給付事業	実人員	95	77	88	117	122
	延日数	5,932	5,320	5,681	7,150	6,776
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	5	2	3	2	2
	延日数	69	38	54	62	57

(3) 老人保健

昭和58年2月、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外の）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分		年度				
		63	元	2	3	4
医療受給資格者		4,221人	4,277人	10,023人	7,588人	9,855人
医療受給資格者以外の者		6,981	7,026	7,096	6,621	8,206

イ 健康教育

区分		年度				
		63	元	2	3	4
開催回数		558回	578回	720回	646回	930回
延人員		18,441人	19,498人	21,582人	20,091人	26,585人

ウ 健康相談

区分		年度				
		63	元	2	3	4
開催回数		907回	1,096回	1,245回	1,473回	1,484回
延人員		23,103人	24,828人	32,240人	34,286人	34,115人

エ 健康診査

区分		年度				
		63	元	2	3	4
基本健康診査		22,902人	26,832人	31,367人	31,281人	34,749人
胃がん検診		11,207	12,581	14,601	15,231	14,704
子宮がん検診	頸部検査のみ	15,359	13,861	15,458	20,804	17,878
	頸部+体部検査	429	212	287	244	222
乳がん検診		3,065	5,167	7,604	9,976	10,496
肺がん検診	読影のみ	9,854	14,687	19,971	22,938	28,738
	読影+喀痰	1,086	1,755	2,014	2,024	3,280
大腸がん検診		—	—	8,860	11,231	10,732
肝臓がん検診		—	—	—	3,127	3,313
在宅歯科検診		—	—	—	134	171

オ 機能訓練

区分		年度				
		63	元	2	3	4
実施回数		119回	126回	226回	221回	207回
延人員		2,239人	2,495人	3,427人	3,847人	3,530人

カ 訪問指導

区分		年度				
		63	元	2	3	4
寝たきりの者	実人員	670人	697人	664人	730人	763人
	延人員	4,199	5,164	5,016	5,222	5,009
上記以外の要指導者	実人員	1,615	1,376	2,107	1,866	1,321
	延人員	3,136	2,917	3,811	3,708	2,621

(4) 予防接種の状況

区分		年度				
		63	元	2	3	4
三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	初回 +	人	人	人	人	人
	追加	21,921	29,637	26,804	28,773	26,782
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	小学校 卒業前	7,997	7,435	7,501	8,084	7,835
急性灰白髄炎		13,174	13,295	12,445	13,651	13,589
インフルエンザ		79,892	47,597	15,322	16,561	17,747
日本脳炎		134,414	101,358	90,829	107,697	102,402
風しん		2,043	2,141	1,942	2,046	2,201
麻しん	麻しんワクチン	5,692	6,744	2,860	3,072	2,984
	MMRワクチン	—	—	2,344	2,259	2,132

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分	年度			
	元	2	3	4
結核一般住民検診	29,989人	27,581人	40,286人	37,340人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)	7,579	5,583	7,449	8,701
B C G 接種(乳幼児)	6,968	5,081	6,594	7,818
管理検診	678	478	438	476
患者家族検診	980	880	915	833

イ 患者管理

区分	年			
	元	2	3	4
結核患者登録数	1,225人	1,098人	1,045人	945人
新登録患者数	166	186	190	162
結核診査数	1,037	967	883	797
結核患者訪問指導	850	793	666	716
命令入所患者数	40	50	51	37

(注) 命令入所患者数は、年度末現在の数

(6) 精神保健対策

区分 年度	精神保健相談(延件数)					訪問指導(延件数)					合計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
2	1,911	115	73	311	2,410	442	257	61	393	1,153	3,563
3	1,847	160	91	680	2,778	339	216	49	487	1,091	3,869
4	2,055	155	128	854	3,192	428	242	89	503	1,262	4,454

2 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 一次救急業務

〈急患センター整備の経緯〉

- 昭和52年7月 熊本保健所内に一次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
- 昭和56年11月 熊本市医師会病院に一次救急医療業務を委託（小児科・内科）
- 昭和57年4月 休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
- 昭和58年4月 毎夜間開設（小児科・内科・外科）
- 平成元年4月 休日の昼間も開設
- 平成2年4月 熊本赤十字病院に東部地区休日夜間一次救急医療業務を委託

ア 熊本市医師会夜間急患センター

- 開設年月日 昭和56年11月8日
- 所在地 本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
- 診療科目 小児科・内科・外科
- 診療日 毎夜間及び休日の昼間
- 診療時間 午後6時から翌朝午前8時まで

イ 熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午前0時まで）救急調剤業務

ウ 熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午前0時まで）歯科診療業務

エ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	63	元	2	3	4
診療実日数(日)	361	361	361	362	361
小児科(人)	8,906	11,281	11,775	13,089	15,137
内科(人)	5,729	6,633	7,290	8,229	9,684
外科(人)	2,086	2,602	2,902	2,740	3,011
救急調剤(件)	12,566	11,543	12,634	14,746	14,839
休日夜間歯科(人)	64	43	62	49	27
二次医療機関(人)	1,165	1,330	1,172	1,195	1,065
委託料(千円)	84,845	90,071	96,755	122,718	140,157

(2) 在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり12(13)医療機関（内科4、小児科1、外科3、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、産婦人科1、精神科1……隔週）

4年度実績 延788医療機関、延23,708人

(3) 病院群輪番制 (非公表)

休日昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで) 及び毎夜間 (午後 6 時から翌朝午前 8 時まで) の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市民病院、(国立熊本病院) の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日 (午前 0 時) から翌年 1 月 4 日 (午前 8 時) まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター (熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科 5、外科 4、産婦人科 1、計 10 医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科 1、眼科 1、精神科 1、計 3 医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医 2、熊本県口腔保健センター 1、計 3 カ所

イ 二次診療 (非公表)

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分		年度				
		63	元	2	3	4
診療実日数 (日)		4	4	4	4	4
急 患 セ ン ター	小児科 (人)	1,199	844	719	757	712
	内科 (人)	410	333	262	355	459
	外科 (人)	87	105	160	108	145
公表在宅医 (人)		2,673	2,248	1,773	1,625	1,764
公表歯科在宅医 (人)		218	360	338	607	410
救急調剤 (件)		1,520	1,133	939	1,032	1,092
非公表在宅医 (人)		415	369	312	374	365
二次医療機関 (人)		401	397	454	360	531
委託料 (千円)		15,435	16,329	16,933	18,052	18,564

3 環 境 衛 生

(1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。平成4年4月、機構改革により環境保全局保健衛生研究所となる。

所在地 田迎町大字田井島269番地

構造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ポンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣工 昭和55年10月11日

建設費 322,426千円

機構 環境保全局保健衛生研究所

人員 19人

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

検査項目	年度	2		3		4		備 考	
		検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数		
大気汚染	降下ばいじん	43	301	44	308	60	264		
	大気汚染物質	716	716	670	670	760	760	硫黄酸化物、窒素酸化物	
	大気中重金属	36	252	36	252	36	252	大気中の鉄・マンガン等	
	その他	30	52	74	536	216	2,022	酸性雨調査等	
	小計	825	1,321	824	1,766	1,072	3,298		
水質汚濁	河川水	一般項目	308	1,777	358	2,448	366	2,477	水素イオン濃度(PH)、生物学的酸素要求量(BOD)等
		健康項目	64	247	71	314	73	343	有機リン、シアン、鉛、有機塩素系化合物等
	工場・事業所排水	284	1,274	282	1,340	242	1,044	PH、BOD、有機塩素系化合物等	
	その他	119	887	102	314	126	378	海水等	
	小計	775	4,185	813	4,416	807	4,242		
悪臭		8	20	8	20	7	35	アンモニア、硫化物	
産業廃棄物試験		87	673	57	441	79	641	塵芥埋立地関係の検査等	
クロスチェック		1	5	2	13	1	5	環境庁関係	
その他		149	779	143	722	156	954	江津湖総合調査、へい死魚関係、アスベスト等	
合計		1,845	6,983	1,847	7,378	2,122	9,175		

衛生化学関係業務

検査項目		年度		2		3		4	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	449	958	440	1,124	453	1,082		
	飲料水、浴場水等の水質試験	432	1,949	610	2,930	609	2,993		
	容器包装、おもちゃ等の試験	3	21	14	49	7	31		
	家庭用品	12	12	15	15	15	15		
	小計	896	2,940	1,079	4,118	1,084	4,121		
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,158	20,678	3,309	22,033	3,158	20,970		
合計		4,054	23,618	4,388	26,151	4,242	25,091		

細菌・微生物関係業務

検体区分		年度		2		3		4	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
食品		1,170	5,220	1,422	3,724	1,401	4,290		
環境(河川・プール)		501	756	859	1,321	969	1,556		
食中毒(便・吐物など)		450	5,884	965	10,293	63	632		
小計		2,121	11,860	3,246	15,338	2,433	6,478		
依試	飲料水等	3,161	6,322	3,271	6,542	3,236	6,470		
頼験	食品等	30	59	123	309	17	37		
小計		3,191	6,381	3,394	6,851	3,253	6,507		
合計		5,312	18,241	6,640	22,189	5,686	12,985		

地下水関係業務

検査項目		年度		2		3		4	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	有機塩素系化合物汚染関係	293	2,400	393	3,600	260	1,499		
	ひ素汚染関係	183	1,790	52	676	-	-		
	ガンリン汚染関係	51	1,023	339	4,737	473	5,980		
	その他	-	-	34	476	56	778		
	小計	527	5,213	818	9,489	789	8,257		
一般依頼	有機塩素系化合物汚染関係	10	10	16	16	12	12		
合計		537	5,223	834	9,505	801	8,269		

(2) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成4年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監 視 回 数 (延)			監 視 率 (%)		
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計
許 可 業 態	飲 食 店 営 業	12	5,220	1,546	6,766	62,640	18,552	81,192	6,906	1,234	8,140	11.0	6.7	10.0
	菓子(パンを含む)製造業	12	304	158	462	3,648	1,896	5,544	1,113	176	1,289	30.5	9.3	23.3
	乳 処 理 業	12	3	—	3	36	—	36	57	—	57	158.3	—	158.3
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品 製 造 業	12	5	4	9	60	48	108	67	15	82	111.7	31.3	75.9
	集 乳 業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業	12	374	390	764	4,488	4,680	9,168	768	2,898	3,666	17.1	61.9	40.0
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	4	75	79	33.3	312.5	219.4
	魚肉ねり製品製造業	12	21	25	46	252	300	552	65	82	147	25.8	27.3	26.6
	食品の冷凍または冷蔵業	12	10	9	19	120	108	228	26	8	34	21.7	7.4	14.9
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	8	9	17	96	72	168	15	16	31	15.6	22.2	18.5
	喫 茶 店 営 業	6	548	282	830	3,288	1,692	4,980	436	146	582	13.3	8.6	11.7
	あ ん 類 製 造 業	6	4	2	6	24	12	36	9	4	13	37.5	33.3	36.1
	アイスクリーム類製造業	6	19	5	24	114	30	144	97	20	117	85.1	66.7	81.3
	乳 類 販 売 業	6	761	486	1,247	4,566	2,916	7,482	829	20	849	18.2	0.7	11.3
	食 肉 処 理 業	6	47	6	53	282	36	318	41	23	64	14.5	63.9	20.1
	食 肉 販 売 業	6	467	313	780	2,802	1,878	4,680	607	553	1,160	21.7	29.4	24.8
	食 肉 製 品 製 造 業	6	7	2	9	42	12	54	70	20	90	166.7	166.7	166.7
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	38	10	48	316.7	83.3	200.0
	食用油脂製造業	6	1	3	4	6	18	24	1	1	2	16.7	5.6	8.3
	マーガリンまたはショートニング製造業	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	み そ 製 造 業	6	10	10	20	60	60	120	22	26	48	36.7	43.3	40.0
	醬 油 製 造 業	6	9	13	22	54	78	132	21	25	46	38.9	32.1	34.8
	ソ ー ス 類 製 造 業	6	6	2	8	36	12	48	11	3	14	30.8	25.0	29.2
	酒 類 製 造 業	6	2	2	4	12	12	24	7	0	7	58.3	0	29.2
	豆 腐 製 造 業	6	36	25	61	216	150	366	63	57	120	29.2	38.0	32.8
	納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	1	2	3	16.7	16.7	16.7
め ん 類 製 造 業	6	25	11	36	150	66	216	39	10	49	26.0	15.2	22.7	
そ う ざ い 製 造 業	6	59	67	126	354	402	756	80	113	193	22.6	28.1	25.5	
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	6	7	4	11	42	24	66	12	3	15	28.6	12.5	22.7	
清涼飲料水製造業	4	10	8	18	40	32	72	43	17	60	107.5	53.1	83.3	
水 雪 製 造 業	2	1	4	5	2	8	10	0	3	3	0	37.5	30.0	
水 雪 販 売 業	2	5	9	14	10	18	28	2	4	6	20.0	22.2	21.4	
計		7,973	3,401	11,374	83,470	33,160	116,630	11,450	5,564	17,014	13.7	16.8	14.6	
届 出 業 態	給 食 施 設	12	314	169	483	3,768	2,028	5,796	57	3	60	1.5	0.0	1.0
	許可を要しない食品製造・販売	2	2,319	2,447	4,766	4,638	4,894	9,532	4,309	4,911	9,220	92.9	100.3	96.7
	許可を要しない器具・容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	0	0	0	0	0	0
計		2,641	2,640	5,281	8,414	6,946	15,360	4,366	4,914	9,280	51.9	70.7	60.4	
合 計		10,614	6,041	16,655	91,884	40,106	131,990	15,816	10,478	26,294	17.2	26.1	19.9	

保
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 田崎町380番地 市場会館 5階

配置人員 西保健所衛生課職員 2名

区分	62			元			2			3			4		
	検体数	延目	項数												
化学検査	95		95	101		101	157		157	137		137	115		115
細菌検査	346		634	197		311	79		79	30		30	58		58
計	441		729	298		412	236		236	167		167	173		173

(3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成4年度)

業種	区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計
営業 六 法	理 容 所	施 設 数	515	272	787
		監視回数(延)	249	299	548
		監視率(%)	48.3	109.9	69.6
	美 容 所	施 設 数	844	358	1,202
		監視回数(延)	326	198	524
		監視率(%)	38.6	55.3	43.6
	ク リ ー ニ ン グ 所	施 設 数	590	302	892
		監視回数(延)	361	119	480
		監視率(%)	61.2	39.4	53.8
	興 行 場	施 設 数	24	3	27
		監視回数(延)	33	2	35
		監視率(%)	137.5	66.7	129.6
	旅 館	施 設 数	177	136	313
		監視回数(延)	113	96	209
		監視率(%)	63.8	70.6	66.8
公 衆 浴 場	施 設 数	118	53	171	
	監視回数(延)	182	58	240	
	監視率(%)	154.2	109.4	140.4	
計	施 設 数	2,268	1,124	3,392	
	監視回数(延)	1,264	772	2,036	
そ の 他 一 般 環 境 衛 生	温 泉	施 設 数	4	19	23
		監視回数(延)	3	21	24
	化 製 場 等	施 設 数	19	5	24
		監視回数(延)	20	3	23
	墓 地 ・ 納 骨 堂	施 設 数	651	839	1,490
		火 葬 場	監視回数(延)	10	4
	ビ ル 管 理 法 に よ る 特 定 建 築 物	施 設 数	108	49	157
		監視回数(延)	17	27	44
	ビ ル 管 理 法 に よ る 登 録 営 業 所	施 設 数	61	31	92
		監視回数(延)	16	8	24
	遊 泳 場	施 設 数	17	11	28
		監視回数(延)	55	120	175

保
衛

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する
 委員構成 10人以内
 ○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員
 任期 2年
 報酬 日額 10,000円
 審議の状況

年度 区分	63	元	2	3	4
開催回数	4	2	3	3	2
諮問件数	2	2	1	1	1

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号
 機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属
 敷地面積 1,620㎡
 建物面積 786.62㎡
 建設年月 昭和60年3月(竣工)
 総工費 97,435千円
 人 員 18人
 業務内容 ねずみ・こん虫等の駆除
 衛生害虫等の相談・指導
 伝染病患者の家屋等の消毒
 あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ・こん虫等駆除状況 (平成4年度)

駆除箇所	こ ん 虫 等						ねずみ 駆除薬量
	下水溝	貯水槽水溜	墓 地	塵芥集積所	肥料溜	草 原	
20,765カ所	1,801,581㎡	12,840㎡	159,380㎡	1,250㎡	—	233,770㎡	3.41kg

ウ 除草指導

苦情処理状況 (平成4年度)

指導した雑草地	草刈り実績
211カ所 136,066㎡	205カ所 131,167㎡

パトロールによる指導 (平成4年度)

指導した雑草地	草刈り実績
423カ所 251,538㎡	414カ所 238,206㎡

エ 草刈り機具貸出状況 (平成4年度)

貸付箇所	貸付台数	除草面積
529カ所	555台	301,441㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	平成3年度までの貸付状況		平成4年度の貸付状況		貸付状況(累計)	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,911	12,709.63	9	53.3	1,909	12,708.17
小峰墓地	28,617	1,908	11,682.73	6	26.4	1,911	11,692.23
立田山墓地	37,929	1,531	10,437.87	7	28.1	1,534	10,443.72
城山墓園	54,747	933	6,316.35	10	47.4	942	6,357.55
清水墓園	20,897	1,516	8,659.36	8	35.8	1,519	8,671.16
桃尾墓園	136,690	5,169	25,950.30	180	904.0	5,338	26,795.30
浦山墓園	26,407	1,250	8,017.06	4	13.3	1,252	8,011.36
計	333,344	14,218	83,773.25	224	1,108.3	14,405	84,679.49

(注) 平成3年度までの貸付状況と平成4年度分の貸付状況の合計が累計と一致しないのは廃止分があるためである。

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内

敷地面積 2,000㎡

建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡

納骨堂 家族納骨壇 400壇、短期納骨壇 400壇

管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡

(事務所、休憩所、便所)

舍利塔 18.5㎡

竣工 本体工事 昭和56年3月

建設費 昭和55年度 152,380千円(設計委託料含む)

昭和57年度 6,250千円(管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平成11.1.1施行)

種別	使用料
芝生墓地	1区画 300,000円
一般墓地	1平方メートルにつき 60,000円

(昭56.5.1施行)

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1	5,000

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場
 所 在 地 戸島町796番地
 敷地面積 11,000㎡
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
 構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
 建設費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
 増改築費 131,190千円
 炉 数 重油一般炉12基、再燃炉2基、汚物炉1基
 型 式 太陽築炉（江口式）ロストル式12基

イ 利用状況

区分		年 度				
		63	元	2	3	4
大 人	市 内	3,072 ^件	3,254 ^件	3,199 ^件	3,491 ^件	3,731 ^件
	市 外	712	760	668	515	544
小 人	市 内	49	53	34	45	43
	市 外	15	16	11	9	7
死 産 児	市 内	283	267	318	294	300
	市 外	168	149	146	130	113
そ の 他	市 内	458	567	307	521	299
	市 外	46	42	53	57	42
合 計	市 内	3,862	4,141	3,858	4,351	4,373
	市 外	941	967	878	711	706

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000cm ³ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式場の使用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施設

名 称 動物管理センター
 所 在 地 小山町451番地
 敷地面積 10,630.86㎡
 建物面積 707.43㎡
 管理事務所 246㎡
 収容施設 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41㎡
 収 納 庫 27㎡
 建設費 20,925千円
 改築費 150,396千円
 建設年月日 昭和45年 5月21日
 改築年月日 昭和58年 3月31日及び昭和61年10月31日
 焼却炉 2基 5.25㎡×2

保
衛

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払 出 し	処 分	避 妊	去 勢	咬 傷
63	10,856	10,651	1,348	92	1,242	1,763	4,445	311	454	3,680	0	0	44
元	11,841	11,648	1,302	83	1,141	1,663	4,189	239	326	3,624	0	0	47
2	14,112	13,942	1,271	103	877	1,673	3,924	187	311	3,426	0	0	42
3	14,983	14,788	1,409	88	1,005	1,876	4,378	193	281	3,904	0	0	52
4	15,927	15,717	1,264	125	847	1,786	4,022	185	253	3,584	0	0	41

4 環 境 保 全

(1) 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化現象、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至るまで複雑多様化してきている。

それは、人々の日々の営みが環境に対して過度の負担をかけていることに原因があるので、市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして考え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点にたった総合的かつ計画的環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、平成4年度末に策定した環境総合計画により、さらに積極的できめ細かな施策を展開することとしている。

(2) 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水保全、都市景観などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

(3) 環境審議会（昭和64年1月7日発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 16人

開催回数 平成4年度2回（諮問件数1件）

(4) 環境総合計画基本構想の策定

環境にやさしい魅力ある都市づくりを推進するための基本的な考え方と方向性について平成2年度に策定した。

都市づくりの目標として、次の5つの施策の大綱を設定した。

- ・安全で快適に過ごせる生活環境
- ・生態系が息づく自然環境
- ・個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境
- ・環境にやさしい社会システム
- ・環境への思いやりあふれる生活様式

(5) 環境総合計画の策定

環境総合計画基本構想を受けて、本市の良好な環境の維持形成を図るための基本的かつ総合的な計画を平成4年度末に策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、望ましい環境づくりの指針となるものである。

本計画に基づき、良好な環境の維持形成に向け、具体的な施策や事業に取り組んでいく。

ア 市民環境保全行動指針

市民が日常生活において環境に配慮すべき事項を指針として示し、市民の理解の下に周知徹底を図る。

イ 環境事前配慮指針

施策、事業を行うにあたっての環境への事前配慮すべき事項を指針として示し、これに基づき適切な指導を行っていく。

ウ 環境情報処理システムの整備

環境に関する多方面にわたる情報を体系的に収集管理し、地図情報等として提供できるシステムを整備する。

(6) 環境啓発活動

広く市民を対象として、環境保全に対する意識の啓発を図り、さらには実践行動を促すことを目的とする。

ア 環境モニター制度（モニター数 56人 任期2年）

イ グリーンクリーンキャンペーン

・さわやかクリーン大作戦（昭和58年から開始）

ウ くまもと環境フェアの開催

エ 自然愛護事業

市民一人ひとりが自然にふれ親しみながら生態系の仕組みを理解し、自然のすばらしさを認識することにより、自然を愛する心を育てることを目的とする。

- ・自然観察会
- ・水辺教室
- ・探鳥会
- ・野鳥パネル展
- ・野鳥生息調査
- ・有害鳥獣駆除

(7) 資源のリサイクル推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ押さえるような循環型社会を形成することが必要である。

このため、資源の流れを構成している生産、流通、消費及び回収の各分野に対して役割、協力分担を方向づけ、必要な情報の提供などを行っていく。

ア 再生資源集団回収助成事業

自治会、子供会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり3円の助成を行っている。

（平成4年度実績）

助成団体数 478団体

助成総額 9,985,800円

イ リサイクルインフォメーションくまもと

資源の有効利用の促進を目的として、平成3年7月から電話による不用品情報登録、紹介制度を設けている。

（平成4年度実績）

引き取り希望延べ登録数 654件

提供希望延べ登録数 343件

取引成立数 191件

(8) 環境紛争の処理

ア 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

① 環境紛争調整委員会（昭和63年10月24日発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 平成4年度1回

② 建築紛争専門部会（平成2年8月1日発足）

目 的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 平成4年度2回

イ 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、建築指導課による行政指導、次に中高層建築物連絡会議（庁内関係15課）による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる。

5 公害防止

公害対策において、工場・事業場の規制はもちろん近年、都市化の進展に起因する河川や地下水汚染、自動車排ガス等の増加による大気汚染、生活騒音による近隣被害等、身近な都市生活型公害の増加が課題となっている。

これらの問題解決には環境保全の重要性を正しく認識し、市民一人ひとりの協力を得ながら、積極的な解決への取り組みを進める必要がある。

(1) 大気汚染

環境基準達成状況

測定局	項目	評価有効 時間数	有測日 効定数	評価基準	2年度 環境基準 達成状況	3年度 環境基準 達成状況	4年度 環境基準 達成状況
市役所局	二酸化硫黄	8,712	364	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	○	○	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化窒素	8,718	364	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	光化学オキシダント	5,414	365	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
	浮遊粒子状物質	8,625	359	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	—	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	—	×	×
東部保健センター局	二酸化硫黄	8,721	365	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	×	×	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化窒素	8,155	339	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	光化学オキシダント	4,939	339	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
	浮遊粒子状物質	8,535	357	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	×	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	×	×	○
古町小学校局	二酸化硫黄	8,708	364	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	○	×	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化窒素	8,712	364	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	光化学オキシダント	5,418	365	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
	浮遊粒子状物質	8,594	358	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	—	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	—	×	○

(注) 環境基準達成状況： ○達成 ×未達成
光化学オキシダントの評価対象時間は昼間（5時～20時）である

ばい煙発生施設届出件数

(平成4年度)

大気汚染 防止法	事業場 (281)						工場 (80)
	設置(使用)	構造等変更	使用廃止	氏名等変更	承継	施設数	施設数
	14	2	10	13	2	447	157
熊本県 公害防 止例	事業場 (308)						工場 (54)
	設置(使用)	構造等変更	使用廃止	氏名等変更	承継	施設数	施設数
	13	0	5	9	0	424	77

降下ばいじん量の経年推移 (トン/㎏/月)

年度	地区			城南中学校			東部保健センター			全市平均		
	成分			成分			成分			成分		
	I	S	T	I	S	T	I	S	T	I	S	T
63	2.41	1.70	4.11	2.38	2.03	4.41	0.92	1.53	2.45	1.90	1.75	3.65
元	2.56	1.78	4.34	3.65	1.85	5.50	3.79	1.55	5.34	3.33	1.73	5.06
2	2.07	1.85	3.92	0.98	1.54	2.52	0.98	1.36	2.34	1.34	1.58	2.92
3	16.29	2.05	18.34	5.17	1.84	7.01	49.09	1.38	50.47	30.06	1.80	31.85
4	17.70	2.11	19.81	13.37	1.48	14.85	9.73	1.44	11.17	13.60	1.68	15.28

(注) I……不溶解成分 S……溶解成分 T……降下ばいじん総量

保衛

(2) 水 質

(平成4年度)

調査項目		PH (水素イオン 濃 度)	DO (溶存酸素)	BOD (生物化学的 酸素要求量)	SS (浮遊物質)	採水回数
水域名	地点名	平均値(最小～最大)	平均値(最小～最大) <small>mg/l</small>	75%値(最小～最大) <small>mg/l</small>	平均値(最小～最大) <small>mg/l</small>	
白川	吉原橋	7.5(7.2～7.8)	8.9(7.6～10)	2.6(1.4～9.7)	10(4～30)	12
加勢川	藻器堀川	7.5(7.3～7.9)	5.8(3.3～8.0)	7.5(2.6～13)	3(<1～7)	12
	加勢橋	7.2(7.0～7.5)	7.2(6.5～8.0)	1.8(0.7～7.0)	3(<1～10)	12
	健軍川	7.3(7.0～7.4)	8.0(6.9～9.4)	1.8(<0.5～7.7)	2(<1～5)	12
	江津斉藤橋	7.3(7.2～7.5)	8.0(7.0～11)	1.3(<0.5～5.0)	7(3～25)	12
	秋津橋	7.8(7.3～8.8)	9.9(6.9～16)	4.1(0.7～8.5)	12(4～18)	12
	西無田橋	7.4(7.2～7.6)	7.9(5.6～9.1)	1.8(0.7～5.4)	9(4～14)	12
坪井川	坪井合流前	7.7(7.3～7.8)	7.8(6.5～9.9)	11(3.2～17)	25(6～79)	36
	堀川合流前	8.1(7.5～8.6)	9.3(6.8～12)	2.3(1.3～3.7)	3(1～6)	36
	打越橋	7.6(7.4～8.0)	6.7(3.9～8.7)	4.9(2.6～10)	11(2～30)	12
	行幸橋	7.5(7.3～7.9)	6.2(3.6～8.4)	5.7(1.8～7.3)	14(4～33)	12
	城山上代橋	7.6(7.4～7.8)	6.9(4.8～9.7)	5.2(1.9～6.4)	11(5～26)	36
	千金甲橋	7.5(7.3～7.8)	5.3(3.3～7.3)	4.9(2.6～8.0)	25(8～48)	12
井芹川	山王橋	7.9(7.6～8.3)	9.4(7.3～12)	3.8(1.7～7.0)	4(2～8)	36
	段山橋	7.9(7.6～8.3)	9.5(7.8～12)	6.3(2.6～10)	6(3～12)	12
	尾崎橋	7.7(7.5～8.1)	7.7(6.2～9.1)	6.2(3.7～8.8)	15(4～37)	36
農 業 用水路	一の井手	7.9(7.8～8.0)	9.4(7.8～11)	—(2.8～6.0)	8(3～12)	2
	二の井手	8.0(7.8～8.1)	8.5(7.8～9.1)	—(1.9～3.0)	10(2～18)	2
	三の井手	8.0(7.8～8.2)	8.2(7.6～8.8)	—(1.4～1.7)	13(11～15)	2
天明新川	六双橋	7.4(7.2～7.6)	5.1(3.9～6.3)	6.2(2.5～7.2)	17(8～26)	36
	裏橋	7.3(7.1～7.4)	4.0(3.8～4.2)	—(2.1～2.8)	12(11～12)	2

(注) 75%値とは、日間平均値を小さい順にならべ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を示す。
環境基準を評価する値として用いる。

水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成4年度)

設 置	使 用	構造等変更	氏名等変更	廃 止	特定事業場数	規 制 対 象 特定事業場数
16	0	18	15	6	671	108

(3) 騒音

特定施設届出件数

(平成4年度)

届出の区分 法・条例	設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	工場・ 事業場数	施設数
騒音規制法	17	0	3	10	1	1	816	3,426
熊本県公害防止条例	48	0	5	33	3	3	2,313	11,644
合計	65	0	8	43	4	4	3,129	15,070

特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類		年度				
		63	元	2	3	4
騒音規制届出に 基づく届出	杭打機・杭抜機を使用する作業	58	52	60	26	40
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	129	53	141	107	92
	空気圧縮機を使用する作業	9	13	17	3	2
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動規制届出に 基づく届出	杭打機・杭抜機を使用する作業	78	84	113	51	55
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	65	56	67	66	68
県条例に届出 に基づく届出	コンクリートカッターを使用する作業	8	4	15	6	1
	掘削機械を使用する作業	456	362	355	273	294
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合計		803	624	768	532	552

(4) 振動

特定施設届出件数

(平成4年度)

届出の区分 法	設置	使用	数等変更	氏名等 変更	使用全廃	承継	工場・ 事業場数	施設数
振動規制法	6	0	1	4	0	0	264	1,109

(5) 苦情処理件数

種 別	年 度				
	63	元	2	3	4
大 気 汚 染	37	33	35	41	37
水 質 汚 濁	19	34	29	34	34
騒 音	72	88	95	82	63
振 動	8	11	7	13	5
悪 臭	42	26	43	47	41
そ の 他	20	11	11	8	13
計	198	203	220	225	193

(6) 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、抜本的な公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	63	元	2	3	4
指導件数	1,026	1,055	1,060	942	916

(7) 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。また、公害対策に関し、意見を述べる。

委員構成 15人以内

- 学識経験を有する者
- 市議会議員
- 関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 10,000円

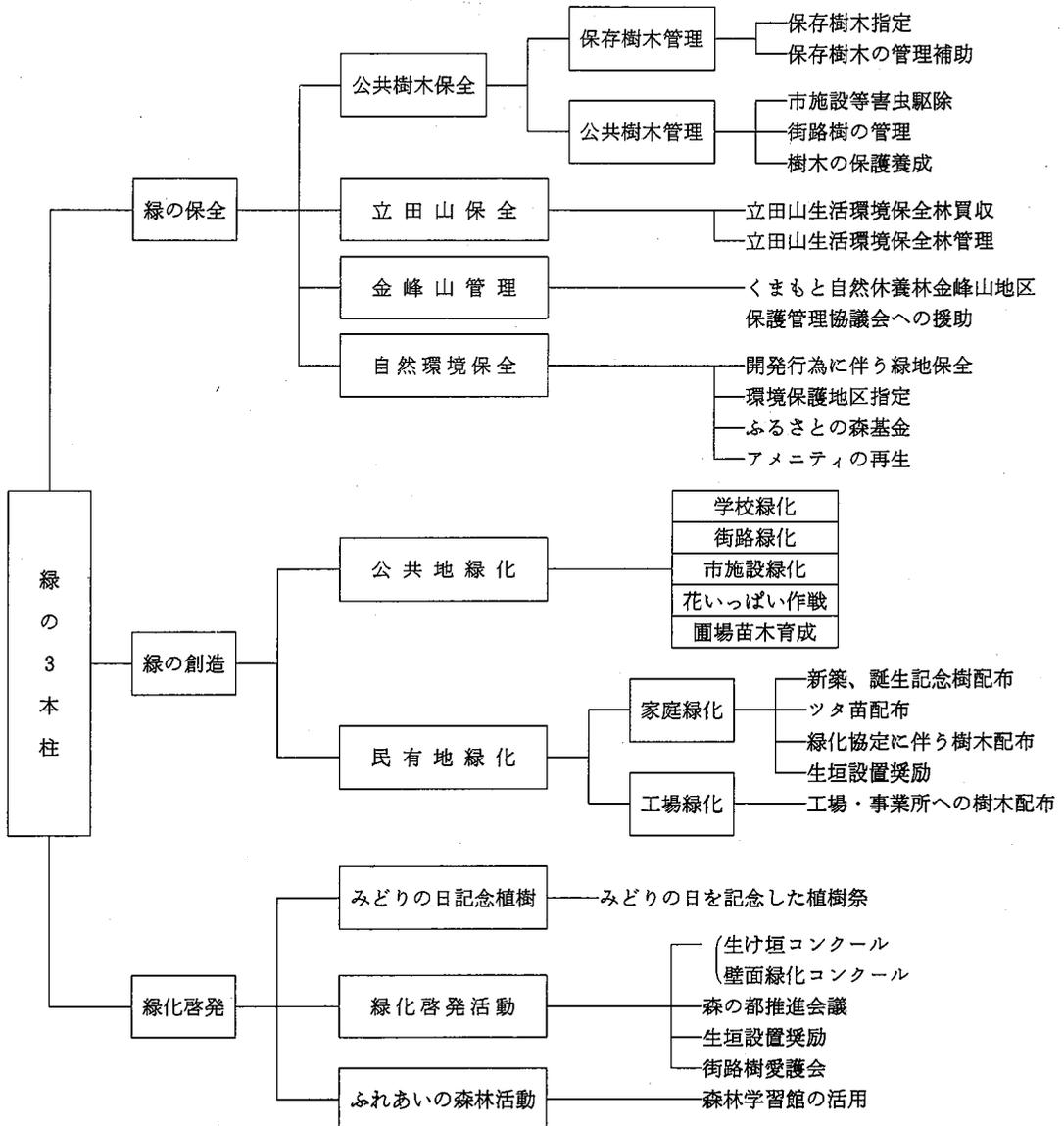
6 緑化推進（森の都作戦）

（1）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

この作戦は、市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、さらに平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、20年、30年後の緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（2）緑化推進体系



保衛

(3) 事業実施状況

(平成4年度)

事業名	事業概要	金額	
公共樹木保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	千円 81,170	
立田山保全	立田山生活環境保全林の買入れ、整備、立田山憩の森の下草刈り、施肥、除草等管理	255,371	
金峰山管理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,950	
自然環境保全	自然保護審議会の開催、環境保護地区指定候補地の精密調査、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の積立て、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	127,869	
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	66,060
	街路緑化	街路樹植栽及び植樹樹設置	12,672
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	60,717
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布（ポータラカ・パンジー）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	51,668
	圃場苗木管理	蓮台寺圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	821
家庭緑化	生垣設置奨励補助、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	2,647	
工場緑化	工場・事業所等への樹木配布	2,177	
緑化基本計画策定	緑化推進基本計画を策定	6,901	
「みどりの日」記念植樹	「みどりの日」を記念して植樹祭を実施（会場 飽田公園グラウンド）	14,268	
緑化啓発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	9,950	
ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理	4,819	
計		699,060	

7 地下水保全対策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）、また同条例を一部改正（平成3年3月）し、さらに地下水保全対策事業推進本部の設置（平成2年1月）など積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

節水型社会の形成

○意識の啓発

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、「水の週間」等の行事を通じて広く市民に意識の啓発を行うとともに、市民団体との連携のもと、水環境保全の推進を図っている。

○水利用の節水合理化の推進

昭和63年度に家庭用水、都市活動用水の利用実態調査を行い、その結果をもとに節水合理化指導に努めている。また、昭和63年度から28事業所を対象に第一次工業用水合理化指導を行い、その結果、合理化計画の99.1%（節水合理化達成水量約7,300m³/日）を達成している。

質の保全

○地下水汚染対策

昭和57年度環境庁が全国的に有機塩素化合物による地下水質調査を行い、昭和58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を実施。現在も地下水汚染状況の把握を行っている。

この浄化のために、春竹地区で平成元年度より地下水汚染物質除去実験、高平台地区においては平成4年度より「ガス抜き法」と「揚水処理法」の併用による本格浄化を実施している。

また、東野地区では平成3年度よりガソリン汚染浄化対策を実施するなど積極的に取り組んでいる。

さらに、工場・事業場の監視・指導を徹底し、地下水汚染の未然防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度から地下水質を長期的に測定し、監視体制の確立を目指している。

量の保全

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、人工かん養池による河川水の浸透モデル実験、市街地における透水性舗装等の設置やビニールハウス雨水浸透施設設置補助等により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。

○地下水位監視体制の確立

地下水の状況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。

財団法人熊本地下水基金

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に(財)熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成・確保や地下水かん養に関する助成等に取り組んでいる。今後、関係市町村との連携のもと、当財団の有効活用を図り、その事業推進に努める。

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況（推計値）

用途		年度				
		62	63	元	2	3
上水道用	井戸本数(本)	70	70	70	97	97
	一日平均採取量(m)	221,099	225,243	227,454	241,312	243,802
	年間採取量(m)	80,922,200	82,213,667	83,020,738	88,078,856	89,231,580
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,426	1,364	1,337	1,636	1,631
	一日平均採取量(m)	45,369	44,961	45,028	71,533	67,814
	年間採取量(m)	16,605,043	16,410,847	16,435,364	26,109,630	24,819,963
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,353	1,311	1,243	1,290	1,269
	一日平均採取量(m)	87,549	83,180	77,966	78,302	79,807
	年間採取量(m)	32,043,105	30,360,802	28,457,647	28,580,082	29,209,360
合計	井戸本数(本)	2,849	2,745	2,650	3,023	2,997
	一日平均採取量(m)	354,017	353,384	350,448	391,147	391,442
	年間採取量(m)	129,570,348	128,985,316	127,913,749	142,768,568	143,260,903

(注) 平成2年度以降は合併後の数値

8 ごみ処理

省資源、省エネルギーが社会的要請となっているなかで、ごみ処理は「ごみ減量、リサイクル」へと転換が求められている。これらに対応するため部の名称を生活環境事業部へ変更するとともに減量美化推進課の新設や計画部門を設け組織を強化したところである。

また、透明ごみ袋の導入や生ごみ堆肥化容器の普及に取り組んでいる。

(1) 収集及び処理量

ア. 収集量

(単位 t)

区分		年度	63	元	2	3	4
直営	北部 クリーンセンター		34,747	35,961	35,221	37,055	36,970
	西部 クリーンセンター		46,642	47,276	46,304	46,560	45,965
	東部 クリーンセンター		39,397	42,171	42,389	42,876	43,657
	運台寺 クリーンセンター		10,475	10,968	11,100	14,649	12,823
	下硯川清掃詰所		—	—	—	2,702	2,763
委託収集			10,914	11,857	12,606	21,244	20,494
許可業者			67,729	75,356	75,684	77,461	80,070
自己搬入			35,502	40,285	45,556	59,913	47,909
計			245,406	263,874	268,860	302,460	290,651
1日平均収集量			672	723	737	826	796
1人1日当たり排出量(g)			1,182	1,261	1,270	1,313	1,255

(注) 平成2年度以前のデータは、旧飽託4町を除く。

イ. 処理量

(単位 t)

区分		年度		63		元		2		3		4	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均		
焼却	西部環境工場	141,414 (5,896)	403	141,034 (6,196)	403	141,119 (5,440)	402	145,335	397	152,166	417		
	東部環境工場	67,455 (657)	187	81,552 (873)	226	80,723 (1,509)	225	84,263	230	85,570	234		
埋立		30,340 (219)	84	34,309 (241)	95	40,066 (329)	111	65,919	180	45,092	124		
再資源化		6,197	17	6,979	19	6,952	19	6,943	19	7,823	21		
計		245,406 (6,722)	691	263,874 (7,310)	743	268,860 (7,278)	757	302,460	826	290,651	796		

(注) () 内は旧飽託3町分で外数。

(2) 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
廃棄物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1回の持込量 100kgにつき	400円

(3) 保有車両と人員

(平5.5.1現在)

事業所名	2t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰出 ダンプ車	予備車	運転士	技術吏員 作業員
	台	台	台	台	台	台	人	人
北部クリーンセンター		17	8			4	24	39
西部クリーンセンター		25	3			4	27	42
東部クリーンセンター		18	7			4	25	40
東部環境工場	1				2		4	36
西部環境工場					3		6	36
蓮台寺 クリーンセンター		12			道路スイーパー車 1 真空式ごみ収集車 1	2	12	20
扇田環境センター				ブルドーザー 3 コンパクト 1 ゴムクローラー 1 ショベル 1	散水車 1 バキューム 1 3.5tダンプ 1		5	5
北部総合支所		4						5
河内総合支所				ショベル 1				2

(注) 管理職、事務職は含まない

(4) 再資源化推進事業

- 目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源ごみの再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。
- 回収回数 資源ごみ収集日、毎月2回。(ただし、北部、河内、飽田、天明の各総合支所の区域では、回収回数が一部異っている。)
- 住民搬出方法 袋または、ダンボール箱に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する。
- 収集品目 ガラス製・金属製の容器類、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	年度	63	元	2	3	4
収 集 量		7,763	8,940	9,545	9,896	10,404
再 資 源 化 量		6,197	6,979	6,952	6,943	7,823
委 託 料 (千円)		87,000	90,640	90,640	107,871	130,604

- (注) 1. 河内及び北部総合支所の自己処理分は除く。
2. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
3. 収集量-再資源化量=選別残渣

(5) 焼却施設

区 分	名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地		戸島町正玄塚2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積		80,616㎡(工場敷地約34,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月		昭52. 3 ~ 昭54. 3	昭58. 3 ~ 昭61. 3
建 設 費		4,200,000千円	9,203,272千円
建 物 面 積		7,372㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力		300 t / 24時間 (150 t × 2 基)	450 t / 24時間 (225 t × 2 基)
破 碎 処 理 能 力			50 t / 5 時間

(6) 余熱利用

東部環境工場

目的	東部環境工場の余熱を利用した浴室のある施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する
名称	三山荘
所在地	戸島町2573番地
経営主体	熊本市（管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託）
開設年月日	平成2年10月16日
構造	鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積	6,769㎡
建物面積	992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室 リラックスルーム）
建設費	391,200千円
定員	大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
使用料	大人（高校生以上）250円ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人（中学生以下）無料
休館日	毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	午前10時から午後4時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは開館時間を変更することができる

西部環境工場

目的	西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなう。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する
発電設備	復水式蒸気タービン 定格出力 3,000kw (ハウス園芸施設への温水供給)
利用者	西部環境工場温水利用温室組合と小島上町花き団地
施設面積	(農地面積) 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式 (60℃~100℃)
栽培品目	ピーマンと花き類
温室内容	アクリル温室とガラス温室

(7) 埋立処分地

名称	扇田環境センター
所在地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和56年2月~昭和59年3月
建設費	3,300,000千円

9 し尿処理

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（6社1協業組合、車両51台）が行っている。

便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。一方、公共用水域保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付し、普及啓発を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は秋津浄化センターと中部浄化センターで活性汚泥処理をしている。

(1) 処理対象人口と収集量

区分		年度	63	元	2	3	4
総人口			571,000	575,200	579,305	630,926	636,144
内訳	水洗化	公共下水道	270,000	297,100	312,750	340,340	376,645
		浄化槽	210,000	194,000	192,357	207,373	186,215
	くみ取り	90,500	83,700	73,829	82,045	72,350	
	自家処理	500	400	369	1,168	934	
収集量	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)		258.3	239.2	205.2	213.2	192.6
	浄化槽汚泥1日収集量 (Kℓ)		257.2	239.6	256.2	284.9	278.9
	1日収集量合計(Kℓ)		515.5	478.8	461.4	498.1	471.5

(2) 収集と処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	63	元	2	3	4
収集			154,056.3	143,203.3	135,664.7	147,934.0	135,330.5
処理	秋津浄化センター		93,019.7	88,673.3	82,971.5	96,965.8	86,258.9
	中部浄化センター		61,036.6	54,530.0	52,693.2	50,968.2	49,071.6
	計		154,056.3	143,203.3	135,664.7	147,934.0	135,330.5

(3) 料金

人頭制料金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ " ）

従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ " ）

(4) 終末処理施設

区分	名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
所在地		秋津3丁目17番1号	蓮台寺町920番地
敷地面積		31,604㎡	93,900㎡
建物面積		9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口		308,000人	150,000人
処理能力		370Kℓ/日	180Kℓ/日
建設年月	1期	昭37.12～39.12	1期 昭33.6～34.10
	2期	昭43.12～45.3	2期 昭37.12～39.3
	3期	昭53.1～54.3	
建設費		1,197,551千円	163,700千円
方式		嫌気性消化・活性汚泥して下水道圧送（320Kℓ/日処理系）酸化処理（50Kℓ/日）して河川放流	嫌気性消化

(5) 浄化槽の設置基数累計

単位(基)

型式		人 槽						計
		5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	
単 独 槽	腐敗型	7,244	522	459	81	33	14	8,353
	全ばっ気型	5,396	272	309	59	8	1	6,045
	分離ばっき型	11,117	394	664	110	8	0	12,293
	接触ばっき型	13,629	972	1,446	36	4	3	16,090
	計	37,386	2,160	2,878	286	53	18	42,781
合併槽		291	6	11	82	107	209	706
合計		37,677	2,166	2,889	368	160	227	43,487

(6) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度				
	63	元	2	3	4
補助対象基数(基)	9	41	30	66	79
補助対象人槽(人)	58	321	255	464	703
補助金の額(千円)	3,480	19,260	15,300	27,840	42,180

(7) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進め、利用する市民の好評を得ているところである。現在12カ所に建設し、維持管理は浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本妙寺手洗所	花畑4丁目14-1地先(本妙寺駐車場横)	平元. 3	観 光 課
高麗門手洗所	新町4丁目9-1(高麗門踏切横)	平元. 3	浄 化 対 策 課
上江津湖畔トイレ	神水本町16-11(江津湖)	平元. 3	公 園 管 理 課
一夜塘手洗所	子飼本町2-8(一夜塘公園内)	平元. 3	"
武蔵塚手洗所	龍田町弓削1232(武蔵塚公園内)	平元. 9	"
花畑パークトイレ	花畑町6(花畑公園内)	平元. 10	"
立田山配水池前手洗所	黒髪4丁目742(水道局配水池前)	平2. 3	浄 化 対 策 課
林 霧 庵	黒髪4丁目610(立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公 園 管 理 課
八景水谷パークトイレ	八景水谷1丁目7(八景水谷公園内)	平3. 3	"
白川パークトイレ	草葉町5-1(白川公園内)	平3. 3	体育施設管理事務所
岩戸の里公園手洗所	松尾町平山415-28(岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学園通りトイレ	大江3丁目(渡鹿交差点横)	平5. 3	浄 化 対 策 課

保
衛

10 産 院

(1) 概 要

所在地	本山3丁目5番11号
敷地面積	3,028㎡
建物面積	1,881.2㎡
本館	鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
新館	鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
看護婦宿舎	鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
病床数	38床
職員数	医師3人 助産婦(看護婦)24人 医療技術員4人 事務職員4人

(2) 利用状況

区分 \ 年度	63	元	2	3	4
分娩数(人)	399	382	314	353	368
入院数(件)	8,742	7,712	7,835	8,723	8,294
外来数(件)	9,556	9,107	8,322	10,148	10,408
計(件)	18,298	16,819	16,157	18,871	18,702

(3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	63	元	2	3	4
収入	348,914	363,973	368,471	399,551	422,816
支出	348,863	363,926	368,420	399,505	422,762
損益	51	47	51	46	54

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

11 市民病院

(1) 概要

所在地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 26,967.54㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病床数	580床（一般540床、伝染病40床）
主な設備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、Co ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピュータド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、ハイパーサーミア装置
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
職員数	554人（医師73人 看護婦 345人 医療技師72人 事務その他64人）（平5.6.1現在）

保衛

(2) 経営状況

（単位 千円）

区分 \ 年度	63	元	2	3	4
収 入	7,022,456	7,322,689	7,275,088	7,708,275	8,534,390
支 出	6,731,897	7,013,876	7,444,053	7,952,192	8,824,166
損 益	290,559	308,813	△ 168,965	△ 243,916	△ 289,776
利益剰余金	1,282,932	1,571,745	1,382,779	1,138,863	849,087

(3) 使用料

特別室(21室)	1人1日	2,000円
個室(21室)	1人1日	250円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		63	元	2	3	4
内科	入院	51,173	52,852	51,483	54,151	57,052
	一日平均入院	140.2	144.8	141.0	148.0	156.3
	外来	58,206	64,366	59,585	59,601	61,473
	一日平均外来	196.6	218.2	203.4	201.4	207.7
	計	109,379	117,218	111,068	113,752	118,525
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	5,672	6,535	6,749	7,159	8,124
	一日平均外来	19.2	22.2	23.0	24.2	27.4
	計	5,672	6,535	6,749	7,159	8,124
小児科	入院	34,672	32,388	31,119	33,122	32,885
	一日平均入院	95.0	88.7	85.3	90.5	90.1
	外来	23,060	25,939	25,988	26,404	25,104
	一日平均外来	77.9	87.9	88.7	89.2	84.8
	計	57,732	58,327	57,107	59,526	57,989
外科	入院	21,506	22,446	22,957	23,109	22,470
	一日平均入院	58.9	61.5	62.9	63.1	61.6
	外来	25,800	25,365	27,458	27,826	29,332
	一日平均外来	87.2	86.0	93.7	94.0	99.1
	計	47,306	47,811	50,415	50,935	51,802
整形外科	入院	24,474	24,824	21,920	23,412	23,187
	一日平均入院	67.1	68.0	60.1	64.0	63.5
	外来	20,409	21,009	19,499	20,729	22,283
	一日平均外来	68.9	71.2	66.5	70.0	75.3
	計	44,883	45,833	41,419	44,141	45,470
皮膚科	入院	6,323	4,448	5,957	5,529	5,935
	一日平均入院	17.3	12.2	16.3	15.1	16.3
	外来	20,618	20,220	22,099	25,456	24,133
	一日平均外来	69.7	68.5	75.4	86.0	81.5
	計	26,941	24,668	28,056	30,985	30,068
泌尿器科	入院	6,960	6,342	6,162	5,549	4,875
	一日平均入院	19.1	17.4	16.9	15.2	13.4
	外来	11,740	12,529	12,115	11,279	11,684
	一日平均外来	39.7	42.5	41.3	38.1	39.5
	計	18,700	18,871	18,277	16,828	16,559
眼科	入院	7,028	7,009	6,763	7,731	6,450
	一日平均入院	19.3	19.2	18.5	21.1	17.7
	外来	23,642	20,762	18,964	20,289	22,926
	一日平均外来	79.9	70.4	64.7	68.6	77.5
	計	30,670	27,771	25,727	28,029	29,376
耳鼻 いんこう科	入院	8,393	8,379	7,435	6,374	6,827
	一日平均入院	23.0	23.0	20.4	17.4	18.7
	外来	14,262	16,916	15,145	12,188	10,511
	一日平均外来	48.2	57.3	51.7	41.2	35.5
	計	22,655	25,295	22,580	18,562	17,338

科目	患者数	年度				
		63	元	2	3	4
産婦人科	入院	21,181	20,670	20,310	21,570	21,375
	一日平均入院	58.0	56.6	55.6	58.9	58.6
	外来	32,041	33,448	32,372	37,206	39,484
	一日平均外来	108.2	113.4	110.5	125.7	133.4
	計	53,222	54,118	52,682	58,776	60,859
歯科	入院	445	524	168	360	297
	一日平均入院	1.2	1.4	0.5	1.0	0.8
	外来	13,445	13,499	11,512	11,520	11,133
	一日平均外来	45.4	45.8	39.3	38.9	37.6
	計	13,890	14,023	11,680	11,880	11,430
理学療法科	入院	7,571	7,269	8,493	8,445	8,452
	一日平均入院	20.7	19.9	23.3	23.1	23.2
	外来	14,797	19,398	17,174	17,053	17,221
	一日平均外来	50.0	65.8	58.6	57.6	58.2
	計	22,368	26,667	25,667	25,498	25,673
放射線科	入院	0	3	0	0	0
	一日平均入院	0	0.0	0	0	0
	外来	5,871	5,617	6,652	5,794	8,220
	一日平均外来	19.8	19.0	22.7	19.6	27.8
	計	5,871	5,620	6,652	5,794	8,220
麻酔科	入院	1,142	556	579	364	365
	一日平均入院	3.1	1.5	1.6	1.0	1.0
	外来	5,174	5,236	5,409	5,794	5,828
	一日平均外来	17.5	17.7	18.5	19.6	19.7
	計	6,316	5,792	5,988	6,158	6,193
こう門科	入院	9,387	11,111	10,764	10,959	11,960
	一日平均入院	25.7	30.4	29.5	29.9	32.8
	外来	7,627	8,822	9,425	10,745	10,840
	一日平均外来	25.8	29.9	32.2	36.3	36.6
	計	17,014	19,933	20,189	21,704	22,800
形成外科	入院	3,472	4,819	4,853	4,367	4,821
	一日平均入院	9.5	13.2	13.3	11.9	13.2
	外来	2,742	4,230	4,730	5,369	5,193
	一日平均外来	9.3	14.3	16.1	18.1	17.5
	計	6,214	9,049	9,583	9,736	10,014
脳神経外科	入院	—	—	621	2,390	1,818
	一日平均入院	—	—	1.7	6.5	5.0
	外来	—	—	1,483	2,551	2,683
	一日平均外来	—	—	5.1	8.6	9.1
	計	—	—	2,104	4,941	4,501
合計	入院	203,727	203,640	199,584	207,342	208,769
	一日平均入院	558.2	557.9	546.8	566.5	572.0
	外来	285,106	303,891	296,359	308,966	316,172
	一日平均外来	963.2	1,030.1	1,011.5	1,043.8	1,068.1
	計	488,833	507,531	495,943	516,308	524,941

(注) 脳神経外科は平成2年6月1日より新設

保衛

(5) 伝染病患者収容状況

区分		年度				
		63	元	2	3	4
赤 痢	患 者	1人	1人	2人	8人	0人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	1	1	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	4	1	6	1	0
	死 者	0	0	0	0	0
流行性脳脊髄膜炎	患 者	0	0	0	1	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	1	0	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
コレラ	患 者	0	1	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	7	4	8	10	2
	死 者	0	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数80床の新生児医療センターでは、専従医師6名、看護婦55名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

項 目		年 度				
		63	元	2	3	4
出生児体重 1,500g未満		94人	86人	90人	109人	109人
出生児体重 1,500～2,500g		244	223	227	230	217
出生児体重 2,500g以上		313	303	298	263	269
合 計		651	612	615	602	595
術 後 管 理		25	29	38	31	38
うち新生児専用救急車 による搬送者		356	334	305	293	251

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置

購入費（機器とも） 10,422千円

(7) 附属診療所

芳野診療所

所在地	河内町野出1410番地
敷地面積	729.50㎡
建物面積	381.47㎡
構造	木造 1階建
診療科目	内科、外科、小児科
医療圏	芳野地区610世帯 2,527人
利用状況	5,061人（平成4年度）

